

2025年9月10日

各位

豊田信用金庫

## 『身寄りを頼ることができない方の支援事業』への参入についてのお知らせ

豊田市社会福祉協議会では、家族や親族がいない方、家族や親族がいても遠方ですぐに支援を受けられない方、などを対象に2025年4月より『身寄りを頼ることができない方の支援事業（入退院・入退所時支援）』を開始しています。

そのような背景の中で、昨年度（2024年度）より、豊田信用金庫も豊田市社会福祉協議会と一緒に事業の検討を進めてきました。

また、今年度（2025年度）の5月に豊田市社会福祉協議会が開催しました、「家族に頼らない地域共生社会の実現に向けた権利擁護」推進シンポジウムに豊田信用金庫の職員も登壇し、地域の信用金庫として、社会貢献の意義およびその役割について説明いたしました。

今般、豊田信用金庫（理事長：大橋 宏）では、豊田市社会福祉協議会と協働して2025年10月1日（水）より、『身寄りを頼ることができない方の支援事業』へ参入し、入院時や施設入所した際の費用の支払い手続きを、豊田市社会福祉協議会の依頼により、本人に代わって豊田信用金庫が行う支援を開始します。

対象者は、豊田市社会福祉協議会と『身寄りを頼ることができない方の支援事業』の「入院・入所時支援」を契約している方となります。

記

### 1.取扱開始日

2025年10月1日（水）

### 2.概要

入院時や施設入所時の費用の支払い手続きを、本人に代わって豊田信用金庫が行います

※振込手数料は本人負担です。

### 3.振込が可能となる条件

①豊田市社会福祉協議会と「身寄りを頼ることができない方の支援事業」の契約をしていること  
※あらかじめ、所定の「預金口座振替依頼書および振込手続き依頼書」を提出していただきます。

②豊田信用金庫に口座開設していること

※既に口座をお持ちの方は新規開設していただく必要はありません。

以上



本件に関するお問い合わせ先

豊田信用金庫  
資産運用支援部

電話：0565-36-1320